

不穏な死体の存在

—近代日本の規範秩序と暴力への試論—

阿 部 安 成

はじめに

〈そこにあった死体〉がすべての始まりとなった。⁽¹⁾一八七八年一〇月二六日夜更けから翌朝にかけて神奈川県大住郡真土村の松木長右衛門邸にあった七つの死体がそれである。現場は家屋全焼と凄まじい。死体のいくつかは焼け爛れていたという。そのとき以来、なぜ死体が〈そこにあった〉のかについておおきくいえば二つの考⁽²⁾えが登場した。一つには襲撃勢を死刑に処さないために、〈そこにあった死体〉はいわば〈悪〉ゆえの自業自得の結果なのだとみなした当時のひとびとがいた。もう一つには事件の動因に近代国家の新政策である地租改正を指摘し、それがもつ矛盾を実証するための証憑として先鋭

化した事件をあげる現代の史誌がある。論点はいくぶん異なりながらも、〈そこにあった死体〉を始まりとして問題をその過去へと遡及させる共通性がある。この小論ではそうではなく、〈そこにあった死体〉がその後にもどのように参照され、引用され、それが意味づけられ、そしてその後のひとびとの生にむけてどのように送り返されたのかをみようと思う。⁽³⁾〈そこにあった死体〉の経験について考えてみたいのである。

殺人事件は反復された。真土村事件から六年後に大磯に二つの死体があった。殺されたものの名をとって「露木事件」と呼ばれる。⁽⁴⁾本稿は真土村事件について考えるための応用問題として露木事件を取りあげ、一つには〈そこにあった死体〉が近隣地域になにをもたらしたの

か、二つには事件を報道する新聞記事をとおして事件が起きたことによりなにかが顕になったのか、をみてゆく。

一 人心恟恟のカノン

一八八〇年代なかば、大住郡に隣接する洵綾郡一色村の露木卯三郎にかかわる金銭貸借が紛糾し、行政当局には各地の警察からの「不穏」情報が集積しつつあった。

一八八三年一〇月一四日に「大住郡子易村人民四拾余名同村字丹沢ト称ス山中ニ集合シ、各竹槍ヲ携ヘ……暴行強迫以テ私怨ヲ報セントスルノ挙動アル」(K5:805、806)、という報知が探偵係から警察署に入った。このときの集団は警察官に説諭されてようやく穏やかに解散したという。想い起せば、真土村で松木を殺害した襲撃勢への減刑を嘆願する大住・洵綾・愛甲の三郡の「人民」は、〈悪〉なる松木にむけられた殺害という暴力を私怨ではなく「公怨」のあらわれとみなしたのだが、ここでは負債者らの脅迫行為は、それを取り締まる当局からすれば当然のように「積年ノ」「私怨」にほかならなかつた。怨みを共有しうる公の形成がだんだん困難になろうとしている一方で、露木をめぐる紛議が多発しつつある。

負債者が集合した子易村は露木の住む一色村から三里を超える距離にある。よく知られているように、露木への負債圏は郡境を越えてひろがっていた。翌年三月一六日には、大住郡・足柄上郡域の村民が土屋村の七国峠に集合した。露木に「暴行ヲ加ヘントスルノ風聞」を聞きつけた小田原警察署の警察官三名が出張すると、約百名の「頗ル囂々」とした事態に出会った。七国峠と一色村はせいぜい半里ほどの近さである。また四月七日には高座郡吉岡村におよそ百名が集合し、出張した巡査の尋問に「露木卯三郎ヨリノ負債返弁ノ相談」だと答えた。吉岡村は大住郡を越えて相模川のむこうになる。どちらの囁集も警察の説諭により解散している(K5:809)。数郡にひろがる露木への負債圏には、ときに数十から百人規模の負債者を集合させる紛議が散在する点としてあった。露木にとって囁集地点の移動は身に迫る、あるいは遠隔地からの威嚇として鋭い脅威となっただろう。

そうしたなか一八八四年五月一五日に露木卯三郎が大磯の旅人宿で殺害された(K5:810)。負債の「紛紜」がもたらしたこの事件は「直ニ遠近ニ伝聞シ、村民ノ動搖一方ナラ」ない様相を呈した。家族の逃げた一色村の露

木の家にはひとりふたりの雇人が残るくらいで、「村民処々ニ集合スルアリ、家具ヲ負担逃亡」する、あるいは「暴徒起ルヘシ、放火アルヘシトノ風評」が渦巻き、「実ニ其ノ騷擾言フヘカラス」という様相が警察官に観察されている。現場が村から一里ほど離れた大磯だったとはいえ、殺人という出来事は一色村全体を震撼させる事件となった。警察は「驚者ヲ安ンジ」「逃者ヲ止め」「暴害者ヲ捕縛シ」「連累者ヲ審査」するなどの事後処理に「百方尽力」し、「全ク鎮静村民安堵」となったのはようやく一九日だという。じつに五日のあいだ、村は殺人事件が惹き起こした極度の恐慌状態にあったのである。

この五月には愛甲郡でも「負債者ヲ煽動シ債主へ強迫スル」、大住郡でも善波峠や弘法山に負債者百余名が集合するなど、露木以外の債主をめぐる紛糾も昂揚すると、それを探知した警察は「大住郡・愛甲郡各村負債者沈静ナラス処々ニ集会スル」と報告せざるをえなかった(5.810811)。しかも「頗ル穏カナラ」ざる情勢に到るには仇敵の住まいから離れた場所での嘯集という実力行使だけでなく、対手を直にしかし隠微に狙う「張紙」という手段が用いられたことがよく知られている。大住郡

尾尻村の梅原修平宅には、「願ノ筋聞届呉レ候ハスバ、何程堅固防禦ヲナスト雖トモ、屹度焼討候間其段承諾セヨ」という放火の嚇しを掛ける火札が貼られた。金融会社共伸社社長の梅原に願う筋とは金銭貸借にかかわる。焼き打ちの嚇しは、「津、かな起命ハきのふ共伸社あすハ露木の友となる身ぞ」と書かれた張紙ともなった。

共伸社ゆえにへきのうーきょうーあす」と続く言葉遊びも、脅迫の場では薄笑いのように不気味に響く。すでに死体となった露木の名から恐怖が伝播してゆく。実行者のみえない脅迫により、「梅原修平ハ勿論家族雇人ニ至ルマテ狼狽一方ナラス」「近隣ニ於テハ専ラ彼ノ露木ノ評ヲナシ、且ツ放火等ノ恐レアルヲ以テ人心恟々」としていた。各所に出張した巡査が説諭しても「恐怖甚シキヲ以テ容易ニ安心」しない。「漸ク保護ノ篤キヲ感シ、安堵ヲ覚へ」るように地域住民が落ち着いたのは、巡査が「毎戸説諭」をつくしたすえだった。しかし「近村中密ニ暴行ヲ企ルモノアルノ風評甚」しい情況が続く。「嚴重探知」により警察が「巨魁者」を捕縛し、共伸社などの金融会社も「利子ヲ引下ケ或ハ年賦ヲ承諾改約」したのでようやく事態は「沈静」した。露木殺害という

事実に支えられた嚇しは狙う対手を震えあがらせ、さらに近隣地域をも動揺させていた。警察は一軒ごとの説諭が功を奏したと誇るが、不安を囁く噂を充分に打ち消すには、なにより噂や不穏情況の大元にいる首謀者の逮捕と嚇されたものの悔俊とが欠かせなかった。負債民たちの願うところは、ひとり火札が貼られた当事者だけでなく地域の金融業者をもふくめてかなえられたのだった。ところが郡域では不穏な情勢が続く。六月一日には大住郡馬入村戸長に宛てて「彼ノ江陽銀行社長杉山某ノ宅ニ放火スヘシ」という「投書」があった。この脅迫がまた「同家ハ勿論近隣ノ村民恐怖一方ナラ」ない世情とした。出張した警察が示談の仲介にたつが、「不穏ノ景況」が落ちつくには時間がかかった(K5:811)。

この江陽銀行社長杉山某とは杉山泰助のことで、平塚の中心部に店を構えて幅広い商取り引きをおこなう石垣商店を同族で経営している。彼は梅原の共伸社の株主でもあった。石垣商店には日録様式で綴られた「石垣記録」がある。さかのぼれば、六年前の一〇月二六日夜一二時ころの松木殺害に「実ニ可怖コト也」と戦き、「後ノ戒ト成ス可」しと書かれたこの記録は、真土村事件を

恐怖と自戒として経験した人物の存在をあらわしている。杉山のもとでは「不穏」を伝える各地の情報を受信していた。前述のように、露木の貸しつけをめぐる七国峠や吉岡村に「返償之義務」を果たせない多数の負債者が「乱暴」「集嘯」をあらわしていること、郡役所や警察の懇諭によりいくぶん静穏となったことなどの情報が届く。吉岡村に嘯集した負債者総代は、江陽銀行にも「無利息三十ヶ年賦」を嘆願したので他人事ではなかった。しかしこの三―四月の情勢は不穏とはいえ民の暴力は集団化にとどまっていたし、まだだれも殺されてはいなかった。その法外な要求を杉山は「程能相断」ることができた。

「石垣記録」をたどると露木事件からほぼひと月後に、江陽銀行への放火を予告する「捨郵便」が戸長役場に届いた(六月二日)と書かれている。いわば火札が狙う対手にはなく、地域を管轄する行政監督者に宛てられたのである。これは前述の当局も探知していた放火予告の投書と同一なのかもしれない。戸長から聞いたこの脅迫状のことを公告すると、村内は「拳而騒出」した。その結果に杉山は「実ニ不容易之件到来ス」との切迫

感を抱く。しかも二日後の一四日に、今度は泰助の弟長造を「焼払」との噂も伝わると「尚一層之大騒キ」となった。この騒ぎに乗じて村内の数人が「不平ヲ鳴し」始める。「実以心外之事」というのは、杉山の心底からの率直な感慨だろう。不穏な状況が続くなか一七日には八幡宮の夜宮となり、それを「幸ひ」と杉山が酒二樽と魚を振る舞えば、戸長の取り計らいも手伝って「フシヨウブシヨウニ請ケ」取られた。立場が逆転して、債主からの融和が負債者や不平者たちに受忍されたのである。

一方でまた杉山もじつによく堪え忍んだとみずから書きつければ、苦渋を味わったと自認する彼にとって、不平不満の輩は「心事ヨロシカサル人物」に違はなく、「平日之嫉心ヨリ、我等之家ヲ亡サントノ巧」みがあったのだらう、と事態をみている。総代の要求はここに記されていないが、ともかく江陽銀行は「示談内済」の措置を選んだ。ようやく「村内モ自然鎮静」となったことを指して、「特別之勘弁」による幕引きなのだと言ったところに杉山の悔しさが滲んでいる。

露木が殺害されたことで情勢がおおきく転換した様相があざやかにみえる。火札や投書あるいは噂でさえも威

力を持ち、債主の苛酷な取りたてを緩めたのだ。ひとたび脅迫が発せられると地域一帯を「恐怖」が支配するというその威力ゆえに、債主は譲歩せざるをえなかった。

火札がただの嚇しとたたづけられず、強悍な実行力を秘めた脅迫とうけとめられたのである。一片の脅迫状や噂という言葉が債主を譲歩させた。それも露木卯三郎というへそにあつた死体〈がそうさせたのだといえよう。

ところでこの杉山については、はるか一二年前にも彼をめぐる諍いが新聞紙上で報じられていた。——馬入川(相模川)に橋を造成する費用を出す「豪農石垣某」が名乗り出た。ただし渡橋賃の半分を取得するという。村民のなかでもとくに「此川で喰う者」たちが強く不服を述べ、足柄県庁に訴えるまでとなった。すると石垣某がかつて「馬入の砂地凡三十町も押領し私有地」としていたことが露見した。拘留となった彼は贖罪金を支払い保釈された——という顛末が報じられた(『横浜毎日新聞』一八七六年八月一日。以下『横毎』76・8・16とし同年の記事が続くときは年を省略)。そもそもこの記事は冒頭で、橋を架けるという事業は光孝天皇(九世紀)の事蹟にまでさかのぼれる「諸民の利益」で、いま

この「御一新の恩沢」もまさにその架橋として各地で具現している。ゆえに「聖代の御世」を祝福できるといふ。となると、橋のない川は「御一新の恩沢」の不在をあらわしてしまふ。馬入川をみれば、「聖代の御世」を言祝げないのも杉山の功利心ゆえと感受される可能性が開かれたのである。

この月に箱根への皇后の温泉行があると、またこの河川のことを新聞紙面にのぼった。普段より水嵩が増してはいたものの別状なく皇后一行は馬入川を「船渡し」で越え、杉山泰助宅で小休止した（八月二十八日。同前8・31）。こうして半月のあいだに石垣某と杉山の名が新聞記事に書かれたところで、橋をめぐって村民と諍いを起こした石垣某とは、じつは皇后の休息所となった杉山泰助そのひとだと明かされた。しかも架橋をめぐる悶着はいまだ「和陸」に到らず、「再び騒動にならんとした事」もあるという（同前9・8）。

この日の記事の眼目は、杉山家が「有福」となったことの解明にあった。泰助の父は若いころに江戸は京橋の薬屋に奉公して二五〇円を貯めた。故郷の平塚新宿にもどり商いを始める。するとコレラが大流行したので、み

ずから調査した薬を安価で売り出すと「大当り」となった。その後も横浜開港後の砂糖の買い占めなどで「富貴の身分」とはなったのだが、また一方で「強慾無道」でもあった、とこの家の履歴をたどってみれば、杉山はそもそもその父にして非難されうる人物と紹介された。杉山報道は翌日の紙面に続く。土地の買い占めにより「巨万の金を貯へ」た父某は、家督を泰助にゆずった。「楽隠居」となった彼は遊び好き、好色（72歳にして20代の妾）、精力絶倫（つい先月一女を産ませ、さらに80歳までに男の子二人を指す、毎日三食に生卵五個ずつ！）、と絵に描いたような放蕩爺と書きたてられる。

ならばその息子泰助も「親に能く似た慾張」にて、暴酒好色ハ父に劣らない。「殖る金ハ置き所も」なく、広大にして美麗な普請は近隣の耳目を集め、その豪奢のほどや横暴な振る舞いは子どもたちの「悪口唄」にもなった——「十七町六畝七歩の押領畑／新木普請も出来る筈なり」——。このていどの揶揄に耳を貸す杉山親子ではなかったが、二年前に大磯に大火があったときはじつに二万八千円もの救恤金を施して「一時人望を取」ったこともあった。しかし杉山がさきの渡橋賃金をめぐる紛議

で提示された和解金二五〇円には頑として応じないので、原告たちは郷社八幡宮の祭礼に便乗して「徒党して杉山の家を打毀さん」と計っていると、ちょうどこの年の神輿は馬入村の番だった。「神輿を担で遺恨累る杉山の家」に押入り家宅を木皮微塵にせん」と一決。前述のように後年には敵対するもののあいだの融和の場として八幡宮の祭礼が活用されるが、ここでは撃破の機会となろうとしている。そこに平塚の巡查三村司吉が「余程の尽力」で説諭をつくして徒党勢を鎮めた。だが両者の和解はほどとおく、記事はこうした事態を「困つた者なり」とまとめた。さらに杉山への誹謗が続く。係争中なのに妻の病を理由に娼妓をあげて「原告人への面当に飽まで遊蕩極めた」という投書があったがどうだろうかと記事は読者に問い掛けている(同前9・9)。ただし投書者の署名は「江來花四郎」という。

その後、皇后は帰路もまた杉山宅に休憩し(九月一日)、しかも一〇円を下賜している(同前9・18)。杉山は、救恤という仁徳をあらわすこともある、皇后一行が休憩する際立った家でもある、しかもその豪華さは一目でわかる。善悪こもごも、しかし私欲を逞しくしつつ遊

び惚けているとなれば、神輿荒れという郷社への信心に則った懲罰がくだされようとするほどに村民の嫌悪が昂揚していた。しかしこのとき巡查の検断権こそが地域秩序を安定させるのに有効だった。『横毎』紙面では明らかに汚辱に塗れた杉山親子であり、それへの懲戒を神輿荒れに託して執行すれば実力行使の正当性を確保できそうではあった。だがここでは巡查の説諭がそれを鎮静化した。いいかえれば巡查という存在とその説諭という言葉によって、膺懲という暴力の衝動は押さえ込まれようとしたのである。

この八月下旬から九月上旬にかけて『横毎』はまたべつに、平塚より一里弱ほど内陸に入った真土村での松木長右衛門をめぐる悶着を伝えていた。「強慾無慈悲」な松木を懲らすために神奈川県に強訴しようとして六〇人が平塚に押し出したところ、巡查の三村が登場して「懇と説得」したので「雑沓ハ治」った(同前9・7)。だから前述のように杉山への暴行を防ごうと三村が出張したとき、それを「又も」と記事は書いたのだった(同前9・9)。杉山と松木をめぐる二つの報道はともに、強欲を恣にする(私)とそれに自己の生活が脅かされるがゆえ

に〈衆〉を成して〈私〉を懲らそうとする対抗関係が、かたちづくられようとしている、と告げた。しかしこの〈衆〉の力はたとえ、地域の神社の祭礼の場で行使されようとしたものの、警察力ただし説論という穏当なそれにより押さえられてしまった。私欲を解放する〈悪〉の登場と、それを糺そうとする〈衆〉の形成は相即していて、前者はひとびとを集団化させ、後者は〈悪〉の存在をだれにの目もみえるようにしてしまう。そして両者の緊張が飽和に達しようとする、警察が派出してふたたび秩序を回復する。ただしそれが秩序を脅かすものを根元から剔抉したとは限らない。その後も松木や杉山をめぐる悶着がまた顕在化するのみみてきたとおりである。

『横毎』紙面のうえでは杉山と松木をめぐる諍いが重なりあうように示された。杉山にとってみれば、松木殺害もくりかえされた露木の紛議もしっかりと「石垣記録」に書きとめるべき出来事だった。負債問題やその根底に描かれた私欲という観点から新聞を読みすすめると、その焦点があわされるいくにんかの主人公がいる。そのうちのひとり杉山の動向を注視してみれば、日頃から負債問題の情報を収集し、ほかの債主の動向にも注意して

いた。彼も狙われた経験を持つ。そしてそのうちのもうひとり、しかも広域な営業圏を抱え、すでにそのあちこちで負債者の嘯集が起きていたその当事者である露木が殺害されたとなれば、すくなくとも杉山の抱いた不安や恐怖は尋常ではなかったことだろう。⁽⁷⁾ 火札や噂が威力を持つゆえんである。

露木事件後の一八八四年の夏には、高座郡さらに南多摩郡や津久井郡での「不穏の挙動」や負債者たちの「憤怒」もしばしば報道されていた(『東京横浜毎日新聞』84・8・6、8・20など。以下『東横』)。新聞を読むものには県域での同時多発といっても過言ではない不穏な事態が知られてゆく。津久井郡東部では五―六百人の「窮民」が集合しつづあった。総代がたてられ、銀行や貸金会社に年賦返済などを掛けあう。こうした交渉集団の形成とは、負債の有無はともかくも「一村拳て御仲間入りの調印」をさせ、拒んだときに「他日金穀の無心も申されず」という負の代償が仕掛けられた強制ゆえに「附和随行」^{ふくわすいこう}したのだと記事はみている。あたかも百姓一揆をめぐる事態のようである。そうしたところ、郡域のとある豪農の門柱に張紙が張られた――「松木長右衛

門、露木卯三郎(つとむ)を同罪に処す」とあった。それをみつけた家人は「驚愕(けいごく)」し、参加謝絶を撤回しようとしたが「村人之を拒みて果さ(つみか)」せなかつた(同前8・27)。強制参加はべつにいえば「隣村の御附合(つぎあ)」でもあり、それを拒絶したものにはかならずしも債主でなくとも張紙がつけられる。豪農ゆえに仲介者としての仲間入りが求められたのかもしれないが、それが拒まれたことへの報復といてもよい。そしていったんは拒絶したその意思をくつがえさせるほどに張紙の威力は強い。しかしひとたび張紙が張られてしまえば、その家はもう「御仲間」にはなれない。家人はことあるごとに怯え続けたことだろう。張紙のそうした効力は、そこに松木と露木の名が書かれていたことによる。二つのへそにあって死体(したい)の名が接して並べられると、それが書かれた張紙は衝撃力のある武器となったのである。

人心が恟恟とする不穏な情勢と重ねて、新聞の「神奈川県下三多摩郡の近況」欄は農村の暗澹とした光景を伝える(同前85・5・28)。農産物価格の下落、天候不順、破産、飢餓、盗難……。そうしたなか貸金返済や滞納小作料を督促されると負債者は、「大磯の露木事件、或は

秩父、八王子借金党などの例を引き、陰に恐嚇の口氣を含みつゝ延期哀願に類する言訳を為(な)す。すると債主も「強て裁判を仰ぐを欲せず荏苒一日延しの姿」となってしまう。「放火云々の貼札は各村に見ゆ、此等は全く恐嚇に止まれど悪漢賊徒を教唆するが如き恐れなきにあら(ず)」——なかなか洞察と示唆に富む記事である。たしかにあちこちで現実には火の手があがったわけではない。放火も殺人も極限の最終手段である。神奈川県域で殺された債主は松木と露木だけだった。しかし現に火札が貼られ脅迫状が投げ込まれる。しかもそこには死体となつた松木や露木の名が書かれ、あるいはつい去年の出来事である秩父や八王子の騒乱が想起させられれば、嚇しが充分に威力を発揮するという経験を生は学んだのである。嚇しが通用するのも農民の生活を極度に貧窮させた一八〇年代中葉の情況といえよう。生活の根元が不安定ななか、人心の恟恟とする様相にせよ、ひとびとが集団化する事態にせよ、まるで伝染病が伝播するかのようになつた「蔓延」とあらわされてしまう(同前84・8・20)。しかも火札や張紙、襲撃の噂は、その標的となつた債主にとどまることなくひろく恐怖を席卷させ、ひとびとを恐れ

騒がせてしまふのだった。生活者にとって文字や言葉による攻撃でさえもいわば両刃の剣だったのだ。それというのも（そこにあった死体）のせいにはかならない。死せる松木と露木の名は殺戮を予想させる恐怖の合言葉となった。生活者の作り出した死体はその後も生きてはたらくかようだ。

二 死体が顕したもの

ひろくひとびとを戦かせた一つの震源となった露木事件とはどのような出来事だったのだろうか。事件第一報の『読売新聞』（84・5・17。以下『読売』）は見出しを「○謀殺」と掲げ、まず事件の場所と被殺者の名を告げる——相州海綾郡一色村の「豪農」露木卯三郎は……と書き出した。事件の背景をたどると、そもそも露木とは田畑を質に取る高利貸しだった。取りたての苛酷さゆえに「同村の百姓ハ勿論近村の者まで同人を憎」んでいて、かねてから「卯三郎を打殺すか左なくバ家屋を焼払はん」との密議もあったが、警察に探知され実行はかなわなかった。五月一五日に卯三郎が大磯の川崎伊三郎宅へ用事で出掛けたところを、「負債者十一名の暴徒が手に

／＼得物を携へて……卯三郎を手取り足取り無残にも十一名にて同人を寸々に切り殺し」た。ただちに警察が派出し、「兇徒」のうち四名は「即坐に捕縛」となり、逃げたほかの七名をいまま探索しているという。この時点では襲撃勢の全員が捕縛されてはいないのだが総勢一名と報じられ、「兼て謀りありしや」と事件の計画性が暗示された。現場には憎悪の果てに「寸々に切り殺」された死体があり、へそににあった死体は加害者を「暴徒」「兇徒」と呼ぶ記事を書かせた。金貸しもそれが露木の生業ならば「高利貸をするハ好けれど」とひとまずは肯定される。問題は取りたての厳しさにあった。そうした難点があったにせよ、殺された露木に非は認められていない。事件の第一報では、殺害や放火の「相談」を「愚かにも」というように、襲撃勢の実力行使をこそ非とするのが記事の立場だった。負債者たちの憎悪が一つの死体を作り出し、しかも彼らの半数以上が逃亡中となれば地域の秩序は依然として回復していない。こうした事態は事件現場の地域一帯を動揺させ、また読者には続報を待たせるだろう。

ついで『東横』（5・18）も露木事件を報じた。ここ

に襲撃勢一名の氏名と居村が報され、まるで実況するかのようになり事件が再演された——「十一人が抜刀にて押入りしにぞ卯三郎の驚き大方ならず、逃げんとするを逃がさじとて先づ両足を確ぎ払へば、ドツと其儘倒れたる卯三郎に乗しかゝつて十一人が思ひくりに弄り殺した。襲撃されたものの驚き、狙う敵の両足にむけられた刃、もてあそぶかのような殺死をみてきたように報道する。

情報が精査になったのか事態が展開したのか、さきに逃亡中と報されていた襲撃勢はみな自首したという。しかし襲撃勢の「連累は二三百人」もあるといわれていた。そもそも所期の計画では、一手は一色村の露木宅を焼き打ちし、一手は大磯で卯三郎を殺害する手筈だった。大磯での決行が早かったためただちに警察が派出してしまい、一色村での焼き打ちは未遂に終わったという。二手にわかれての襲撃という周到さ(殲滅にむけての)に加えて、彼らの背後にはじつに二―三百名もの仲間がいるという記事はスクープといえる。数百の負債者集団の存在を背景とした行動だったならば、実行者の自首があっても事態の解決とはならない。記事冒頭では事件の前兆ともいえる出来事を記していた。三月に土屋村の字八沢

(矢沢)に露木の負債者たちが集合して「イザヤ竹鎖蓆旗を打たて、卯三郎の家へ攻めこみ、家族残らずを鑿にして腹癒せんとの談議」があった。そう、前述のとおりすでにそれを探知していた警察が説諭にむかった七国峠の「鬻々」とした出来事がそれである。その計画性や予兆が指摘できれば、露木殺しは一名による偶発ではないことになる。

さきに『読売』が報じたずたずたに斬り刻んだという卯三郎への暴力が、ここでは〈鬻り殺し〉や〈皆殺し〉の用語により膨らみ、事件像をより残酷にしている。なぜそうした暴力の解放とでもいう事態に到ったのかというと、「非常の高利を貪り借主を責むる」という露木の「残忍」さが負債者たちの「憤懣」を膨張させ、「進んで死なんと覚悟」が襲撃を決行せしめた」と説明されている。そうした覚悟により殺されたのは卯三郎ひとりではなく、その「養子幸助」も事件の被害者だった。ここに起きた殺しとは幾百人もの数十日にもわたる憎悪の結末と示されている。村に希有な殺人がそうして理解されたといってもよい。増幅し堆積した憎悪とへそこにあった死体〉の残酷とが相互に因果の関係にあると示された。

襲撃勢の陣容をみよう（以下固有名詞は原文のまま）。足柄郡は、境村の相原紋次郎、井ノ口村の大原儀三郎と尾上五郎、赤田村の夏苺広吉の四名。大住郡は、吉沢村の増尾幾次郎と関野仁左衛門と小林朝五郎の三名。洵綾郡は、生沢村の加藤式五郎と小嶋惣次郎、黒岩村の森下龍次郎、山下村の近藤甚蔵の四名。一色村のものはない。彼らの居村は神奈川県の三郡七村にわたる。それぞれの村はいずれも一里あまりの距離で一色村を圍繞している。およそその半径一里ほどの円周上にはまた、梅原の住む尾尻村や露木が殺された大磯もある。なんなく歩ける範囲である。

『読売』はすぐに「○謀殺再報」を掲げた（5・21）。第二報は露木の過去をたどる。彼の経歴をさかのぼることによって、第一報にいう露木のうけた憎悪の理由を明らかにしようとする。卯三郎は「御維新前」は大磯で景気の悪い遊女屋を営むが「娼妓解放」を機に廃業。出京後に始めた米相場に当たっていくらかの蓄財を果たし、一色村に帰郷して高利貸しとなる。そして負債者をおおいに「難渋」させる取りたてにより、わずかのあいだに「十四五万の家産」をなした。まるでその財の莫大さに

みあうかのように、記事は露木の「非道の所業」を強調する。負債者は「怨み且つ怒る」。ただしここで「借りた丈ハ返さねバ成らぬゆゑ」という規範を持ち出して、負債者たちも「いろ／＼と借入金返済の返済に心を砕いたのだと書き加える。しかし金融事情はそれを可能とせず、ましてや露木は返済猶予を認めようとしな。となると、「借主共ハ切迫詰り、此上ハ卯三郎めを幸助詰とも打放し息の音を止るより外に術なし」と実力行使を決めた」と判定された。報道がすすみ卯三郎の経歴が明らかにされるにつれ、殺されたものの「残忍」や「非道」が暴露されてゆく。

記事は襲撃の様相を、「近藤甚蔵はか十名が徒党して」と書き始める。凶器は「短刀またハ庖丁等」。「驚く卯三郎と幸助を引き倒して滅多切に切り殺し」た。襲撃勢を指して記事は冒頭で「暴民」と呼ぶものの、彼らによる滅多斬りというほどの暴行をうけた露木にしても非はあったのだ、というのが『読売』第二報の被害—加害のとらえ方となった。へそにあって死体」に加えられた残酷さはそれのみあう憎悪を想像させ、激しい憎しみはその対象を「悪」として造形した。警察は事件直後に「夏

狩広吉と外三名」を捕縛、「他の八名」が露木宅に押し寄せ家族壘殺と家屋財産焼却を企んでいると探知した。しかしその日のうちに「加藤民三郎ほか三名」が大磯警察分署に自首し、「跡三名」を捜索中という。報じられた襲撃勢全体の人数が定まらない。しかしともかくも逮捕、取り調べがすすんでゆくと、「増尾幾五郎、尾上比佐五郎」もしくは「尾上比佐太郎、増尾幾次郎」が無罪免訴となった。それを伝えるのは前者が『東横』後者が『読売』とともに七月二日の紙面である。捕縛者氏名も不安定にすぎる。いくつもの新聞報道をつきあわせてみると、事件を再構成するために欠かせない「だが」という項目が曖昧なままに、残虐という事件の全体像がいくつもの言葉により形づくられてゆく様相がみえる。

『東横』は一〇月中旬に公判、弁論、宣告の日程が公表されると逐次それを報道した。宣告日程が一〇月一日となったところで、『時事新報』(10・15。以下『時事』)もまとめて「〇謀殺事件裁判」を伝え、翌一九日に『東横』『読売』『朝野』(『時事』は二〇日)は宣告記事を掲載した。九名のうち近藤も証拠不十分により無罪放免となった。彼に掛けられた疑いを、『読売』は露木

殺害の「教唆」「朝野」は「煽動者」と書いた。無罪になったとはいえ殺人教唆の疑い(つまり首謀者の可能性)があったと明かした『読売』の書き方は、すでにあった「近藤甚蔵ほか十名が」という記事の書き始め方(すなわち事件を構成するときの筆頭人)と呼応しているともみえる。死刑が八名に宣告された。彼らはみな露木の負債者で、いくども返済猶予を願ったが承諾されずに「憤怒の余り」(『読売』)、一日に大磯の川崎吉兵衛宅で「盟約書」(『読売』) / 「連判状」(『東横』『時事』)に血判して、一五日に大磯の愛宕山で「酒を酌交せしむる」(『読売』)に襲撃となった。凶器は短刀もしくは脇差と出刃庖丁、襲撃時刻は午後三時すぎ(『読売』『時事』) / 午後二時ころ(『東横』)。『東横』は八名の年齢も記した。小嶋真次郎(27歳)、加藤民五郎(21歳)、森谷瀧蔵(27歳)、大原儀三郎(25歳)、夏雁広吉(37歳)、相原文次郎(34歳)、関根伊右衛門(49歳)、小林浅五郎(49歳)——49歳のふたりを最年長として30代も二名、20代が四名で25歳がもっとも若い(近藤は43歳)。村名、人名、年齢を書きあげた『東横』が、「一時八名の死刑宣告は同(横浜重罪)裁判所開庁以来初めての事なりと

いふ」と記事を結んだところが他紙と異なる。被殺者の数はともかくも、加害者にして死刑となったものの数にこそ驚くべき事態なのだ。記事は告げている。殺害様相を表現した「乱斫」の語は『東横』と『時事』に共通する。血判の押された誓約書の存在は突発の襲撃ではなく、たしかに覚悟のうえの決行であることを思わせるし、しかもその場所が捕縛者ではないものの家なので連累者がいることをうかがわせている。

判決を不服とする「小島直次郎外七名」は大審院へ上告（一〇月二一日）。それを各紙は一斉に報道した（『読売』『東横』『時事』10・22、『朝野』10・23。上告者筆頭の氏名はすべて同じ）。横浜重罪裁判所は八名全員に謀殺行為が認められたので刑法第二九二条により全員死刑と宣告した。それに対して八名は、複数のものが謀議のうえ殺人を犯した正犯と認定されたのならば、個々の行為を示したうえで刑法第一〇四条（二人以上が罪を犯したときみな正犯とし、各自その刑に処す）を適用すべきではないか、と訴えた。上告代言人は、①原宣告は「事実上共犯ト認めナカラ刑法第四百四条ヲ適用セザリシハ法律ノ理由ヲ欠」いている、②ただし共同正犯と認定

するためには「只共犯ノ意思合致」するだけでは不充分で、「数人ノ所為各一元素トナリ以テノ悪結果ヲ成シ」という確証が必要で、事件現場にいたとしてなにをしたのか、なにかしたとしても殺害という目的を遂げるための効力となったのか、つまり「共犯事件ヲ理スルニ当テハ、其所為互ニ結果ヲ生セシムル元素ヲ構造シタル乎否其理由」を明示しなくてはならない。「単ニ乱斫死ニ至ラシメ」というだけで「各人ノ所為ヲ詳カニ証明セサル」原判決は「事実理由ノ不備ナル不法ノ裁判」である。たとえば裁判で提示された書類、物件、証言のいずれをみても、加藤民五郎が「卯三郎幸助ヲ斫リタル事実、毫モ見ルヘキ点ナシ」といわざるをえず、幸助殺害については「特リ被告（小島）直次郎ノ所為ニ出テ、被告七名ノ斫リタル事実」はない。だから「卯三郎幸助ノ死ハ被告八名ノ乱斫ニ係ルト事実」が示されたのは「妄造」というほかない、と述べた。問題は八名全員を謀殺の共同正犯と認定しうるのかと示された。

八か月後の一八八五年六月二十七日に大審院は上告を棄却した。大審院の裁定は、①事実理由が不備というが、原宣告のいうように「被告等ハ各卯三郎幸助ヲ殺害セン

ト通謀シ、各人一体トナリテ之ヲ行フタルモノ」なので、行為を個別に詳説する必要はなく、「被告等各手ヲ下シテ卯三郎幸助ヲ殺害ナシタルコトハ……明瞭」である、②被告八名全員が被害者に「創傷ヲ加ヘタ」か否かについては、予審における被告の白状に相応する証拠が多数あるので問題はない、③「事実ニ於テ已ニ皆正犯ト認められたので刑法第一〇四条により各自に死刑を宣告したも同然と「自ら明カ」で、とりたててそれを「挙示」する必要はない、そして最後に、死刑宣告は「苛酷ノ裁判」という被告の意見については、「徒ラニ苦情ヲ唱フルモノニシテ上告ノ理由」とはならないと却下された。大審院は議論や酌量の余地なく死刑宣告を支持するという態度を鮮明にした。ここに八名の死刑が確定した。ただしこの大審院宣告書をも、襲撃の具体相はあまりはつきりとしなない。すくなくとも弁護側の陳述により、小島が幸助を殺したことは争えないとわかった。

横浜の戸部監獄での死刑執行は八月二五日。その報道はいずれも迅速だった(『読売』『東横』『朝野』85・8・15、『時事』8・22)。「朝野」だけが「一時評判の高かりし」と記事を書き起こしていたように、一年前の

事件報道とくらべれば露木事件の記事はだんだんと減り、上告棄却報道は前述四紙のなかではひとり『東横』(7・4)だけだった。死刑執行となってふたたび紙面を飾るにふさわしい出来事と認知されたのである。こうして新聞報道のなかの露木事件は幕を閉じた。

すでにみたように、金銭貸借が取り結ぶ関係における、負債者から債主への実力行使は「私怨」としか認められなかった。真土村事件のばあいは襲撃勢の暴力を「公怨」なのだともなした泉域三郡の人民が減刑嘆願を広域に展開させ、減刑宣告も「私怨」とはその趣旨が異なるという文言を書いた。つまり殺人ではあっても(悪)の膺懲なら私的な怨恨を晴らしたとはみなさない情勢がひろくあったのだが、露木事件ではどうだったのだろうか。事件発生から二か月をすぎないところでも『読売』(84・7・4)が、「露木卯三郎の一族十一名」が「被告九名の犯罪を何卒寛大に御処置下されし」との嘆願書を裁判所に差し出したという、と書いた。続けて、「近村の人民三百名ほど」も連署した同様の嘆願書を出し、さらに大住、海綾、高座、足柄上下の五郡五七村の人民総代として、加藤与五右衛門ら四名が横浜に赴き、七月

二日に嘆願書を出したと加えた。この加藤はかつては大住郡平沢村の村用掛で、一八七八年に神奈川県令に宛てて真土村事件の捕縛者の減刑を願う嘆願書に署名した一九七名のひとりだった。他紙では同日の『時事』と翌日の『朝野』も嘆願報道を載せた。ただし前者はまず五郡五七村人民が被告の「犯罪事件をも寛大の御処分」となるように嘆願することを「相談中」と書き、つぎに被害者の一族一名も「之れに同意し別に同様の歎願書を出さんとすると」の事」と続く記事を作り、後者も同内容の記事を書きそこに「被害者の方へ之（寛大処分）に反対の歎願をなすかと思へば左ハなくして」と書き加えている。被告の処分についての嘆願はいまのところここまでしか知りえない。実際に署名が募られ嘆願書が提出されたのか、それはどのように寛大処分を正当化したのか、死刑判決の宣告書もそれにはふれていない。そしてひとりひとり死刑に処せられなかった真土村事件と異なって、露木事件では八名の死刑が執行されたのである。

被害者の遺族が加害者の寛大処分を願うなど思いもよらないと『朝野』が書いた驚きにはだれもがうなずくだらう。『朝野』は『時事』の記事をまねた可能性がある。

同日付の『時事』と『読売』の微妙なずれ、すなわち被害者遺族と近隣人民のどちらが先に寛大処分の嘆願を始めたのが気に掛かる。三紙の記事で重なりあうところは、五七か村人民の嘆願は途上もしくは停滞にあるとならう。一方の迅速にみえる被害者遺族の事後処置はどのように考えたらよいのだろうか。——事件後ただちに卯三郎の遺族から負債者にむけて借金の減額と返済期限の猶予が示されたという。この通告には地域の各戸長も関与し、しかもこの善後策への反対はないだろうが「万一心得違イノモノ」があつては問題なので戸長たちの尽力できる状況を整えるよう行政当局でも協議がなされていた。遺族たちはさらなる被害を恐れていたのかもしれない。すでにみたように（そこにあった死体）はひろく地域の人心を恟恟とさせていたのだから、たしかに「人民貸借上ニ関涉」するのは戸長の職務ではないとしても、行政当局にとっても金銭貸借をめぐるこの善後策は望むところだったといえよう。「借金は棒引きにされた」という卯三郎の弟の妻の証言が——、加害者の孫に一九七〇年代初めのころでも届いた「部落の古老から、「あのおときのお蔭で助かった」という感謝の声」が——、それ

を「事実」とさせている。⁽⁹⁾しかし被害者遺族が望んだという加害者への寛大処置の伝承はぶつりと途絶えてしまった。

露木事件が起きたときは新聞が登場してからおよそ二〇年が経っていた。新聞はその創刊にあたり、たとえば「勸懲ノ旨ヲ文字ノ外ニ寓スル」ために、『朝野』74・9・24)、「童蒙婦女に勸懲の道を教る一助」(『東京日日新聞大錦』74・10)を果たすメディアなのだ和自己紹介していた。露木事件をめぐって新聞報道は、露木が〈悪〉だと示したものの、それを懲らした〈善〉の所在を明確にしなかった。殺された被害者については相当に能弁だが、殺した加害者のひととなりを詳しくは語らなかった。新聞報道のなかの露木事件はかならずしも勸善懲惡譚とは再構成されていないのだ。たしかに一方で新聞は、国民の義務としての国法遵守に反したり、あるいは治安妨害や風俗壊乱とみなされる記事は掲載できなかった⁽¹⁰⁾ので、いくら〈悪〉への膺懲とはいえそれを〈善〉として掲げるとは「人心ヲ惑」し「衆心ヲ動乱」させる恐れは充分にあると看取され否定されるだろう。

新聞報道を見渡すと、被害者を〈悪〉と造形した一方

で加害者についても「暴徒」「兇徒」といわば秩序紊乱集団とみていた。放火殺人の謀議は「愚か」にちがいないし、いかに悪辣にして苛酷な金銭貸借がおこなわれていたとはいえ、「借りた金は返す」という規範も示されていた。困民党や負債党が簇生する一八八〇年代に私欲を逞しくした不徳な債主たちは確かに彼らの敵だったが、かすかな記述ではあれ、金貸し業も一つの生業にはちがひなく、貸借関係の義務を規範として掲げるのが新聞報道のなかの社会合意としてあった。〈悪〉は生活者の暴力により膺懲されたが、一方でそれが殺されへそこにあった死体〉が広範な人心恟恟という恐慌の淵源ともなるがゆえに、〈善〉は懲罰者の側に措かれることはなかった。あえていえば〈善〉は愚かな謀議など企てない、規範に忠実に義務を履行するところに看取されてゆくのだ。

おわりにかえて

露木事件とはなんだったのだろうか。これまでは、一定の有効性を持つ戦術としての「テロ」だが「分散的、閃光炸裂的」で「農民側の組織は村や郡の境域をこえて大きな発展をつくりだすことができなかつた」と限界を

指摘するか、あるいは神奈川県の一八八四年の「騒擾」のなかで「その規模において最も広く、その先鋭さにおいて最もラジカルな性格」と「計画性と組織性」を有する高度な運動とみる評価があった。⁽¹⁾ どちらもその前提には露木事件の後の武相困民党の存在があった。困民党運動に飛躍する前のほんのかすかな端緒が開かれたとみるか、それへのなめらかな発展の始まりに措くのかの違いはあっても、いずれにしても露木事件はいわば金字塔としての武相困民党の歴史にすぎなかった。

そうした見方からは、ひとびとが殺人事件を経験したことの意味がこぼれ落ちてしまうだろう。できるだけ当事者の経験に即してその意味を歴史のなかに措いてみるのがわたしの構えである。⁽²⁾ そのための試みとしておわりにかえて「自首」と「減刑嘆願」について考えてみよう。新聞記事のなかで語られた事件後の自首と事件前の覚悟は互いにかかわりあい、襲撃勢の進退極まったすえの殺人という決意やそれを果たした後の潔さを証す材料となるだろう。一方で「一色騒動の首謀者たちが、この真土騒動のような寛大な結果を自分たちにも期待していた」とは、現地調査においてもしばしば聞いた⁽³⁾ という。真

土村事件と露木事件はへそこにあつた死体」を軸に結ばれるだけでなく、いわば起死回生という同じ事後処理への期待があつたというのだ。すると加害者が事前に寛大処置を期待していたという、死を覚悟した襲撃という新聞報道と離れてしまう。自首も減刑への賭けとなれば潔さは希薄になってしまう。ただし自首が減刑につながるかという、謀殺のばあい自首減軽が認められない(刑法第八五条)。もっともこの条項を襲撃勢が知っていたかどうか。それはともかくもこうしてみると、自首の意味が曖昧になつてしまった。つまり死をも覚悟した毅然とした態度は〈悪〉を誅殺した義としての〈善〉を造形しえたかもしれないのだが、減刑に「甘い期待」を掛けたといったとたんそれは茫漠とくずれてしまうのだ。

減刑嘆願もその実態は不明なのだが、しかし死刑が執行されたのはまちがいない。たとえ〈悪〉とはいえ、殺死に到る彼への懲罰はもはや公認されず、新聞も感嘆の声をあげるような一度に八名の処刑という希有な処理がなされた。ひとの死をもたらした加害者が死刑を「苛酷ノ裁判」だといったところで通用しない。真土村事件での一一名殺傷を「公怨」のあらわれといいきつてしま

凜とした横領がここにはない。松木と露木とその〈悪〉はどちらが優っていたかが問題ではなく、殺人をいかに正当化するかが実行犯の生死を分かつのである。

〈悪〉を懲らしたところに義が認定されず、殺人が膺懲行為としてであれ容認されない事態は、これまでの論述からいうと、二度の〈そこにあった死体〉が人心恟恟のカノンを奏でたゆえの結末だった。〈そこにあった死体〉は火札や焼き打ちの噂に効力をあたえた。つまり債主への威嚇が有効にはだらく情勢となったのだが、一方で殺人はおろか襲撃の予告でさえもその地域一帯を恐慌状況に陥らせてしまう。当面の難儀打開と長期にわたる規範秩序の内面化とのそのあいだこそが、〈死体〉のあった〈そこ〉だったのだ。一八八〇年代を生きる生活者にとって、その日常の暮らしが逼迫しているという状況と、くりかえし起こる負債者らの「暴挙」とを経験することにより、威嚇、脅迫、殺害という暴力への忌避がより強く内面化されようとしている。「後に武相困民党が大結集するときにも、大住郡の農民は立ち上れていない」と書きつけたポピュリズムの旗手は〈そこ〉にこそこの時代の闇域をみるべきではなかったのだろうか。

(1) 「事件」を理解する場で歴史学と人類学を交差させようとする上田信は、まずその事件を観察するものがみずから責任において時間を遡及し空間を拡大して参照すべき事例を收拾する「事件の系譜学」を展開したうえで、事件とそれが起きた時代との関係や事件を成り立たせている型や構造が現実に戻り返されたときの行為者の主体性と能动性をとらえよと提起した(上田信「そこにある死体——事件理解の方法」『東洋文化』第七六号、一九九六年一月)。上田の議論にならないが、死体がもはや過去のものとなりそれがその後どのように意味をもってゆくのかを考えるのがわたしの構えである。だから死体は〈そこ〉にあったのだ。

(2) 加害者のうち四名はいったん死刑が宣告された直後に無期懲役に減刑された。その意味についての別稿「事件の〈裁断〉——真土村事件の処罰と免罪」(仮題)を用意しているが、経緯については中山勝「明治十一年・神奈川真土村農民騒擾事件裁判小考」(手塚豊編『近代日本史の新研究』IV、北樹出版、一九八五年)が適切な文献。また神奈川県の通史を記そうとするとき「地租改正と真土騒動」という項目がたてられる定型がある(高村直助ほか『神奈川県の百年』山川出版社、一九八四年、などを参照)。

(3) 村における事件の〈その後〉についてはべつに論じたので(阿部安成「一八七八年真土村事件の終幕——事件後をひとびとはいかに生きたか」『民衆史研究』第五四号、

一九九七年一月)ここでは現場を村の外に措いた。

- (4) 露木事件の論考には、安藤健二「資料紹介 明治十七年の相模国淘綾郡」「一色騒動」覚え書『神奈川県史研究』第四号、一九七二年一月、大畑哲「露木事件の歴史的意義——神奈川県における困民党の形成過程」神奈川県高等学校教科研究会倫社政経部会編『倫社・政経研究』六、一九七三年、土井浩「明治十年代・神奈川県下の土地金融活動について——露木卯三郎の負債圏を中心に」『神奈川県史研究』第二十七号、一九七五年二月、大畑哲「相州の自由党と農民騒擾」『歴史公論』一九七六年一月号、がある。事件の名称には「一色(村)騒動」もあるが殺害は大磯で起こり、死刑となった加害者八名に一色村のものがいないことから、被害者・加害者ともに現場の村民だった真土村事件のように「村」の出来事とみるのはふさわしくないとわたしは考える。また現場の名をとって「宮代屋事件」とも呼ばれる(二宮町教育委員会編『二宮町郷土誌』一九七二年)。
- (5) 「神奈川県史料 政治部 騒擾事変」(神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第五巻・政治部四、一九六九年、八〇五—八〇六頁)。同書からの引用は本文に略記する。
- (6) 平塚市杉山久吉家資料八(神奈川県立公文書館所蔵写真版)。
- (7) 真偽はともかく「負債党」が杉山宅に放火したという『朝野新聞』84・11・14)。
- (8) 神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史』資料

編一三、近代・現代(3)、一九七七年、一五一—一五三頁。

大審院宣告書があげた八名は、小島直次郎(生沢村、27歳)、大原儀三郎(井ノ口、25歳)、夏蒔広吉(赤田村、37歳)、相原文次郎(境村、34歳)、関野伊右衛門(上吉沢村、40歳)、小林浅五郎(上吉沢村、49歳)、加藤民五郎(生沢村、28歳)、守谷龍藏(黒岩村、27歳)。

(9) 二宮町教育委員会編『二宮町近代史話』一九八五年、一四八頁。前掲大畑「露木事件の歴史的意義」一一二頁。

(10) 新聞統制については、松本三之介ほか校注『言論とメディア』日本近代思想大系11、岩波書店、一九九〇年、を参照。

(11) 前者は色川大吉『自由民権の地下水』岩波書店「同時代ライブラリー」、一九九〇年、二八頁、初出一九六〇年、後者に前掲大畑「露木事件の歴史的意義」一〇六、一一〇頁。

(12) 露木事件の絵草紙と聞き取りなどを素材とした別稿「物語の事件、事件の想起」シリーズ『民衆運動史』第四巻(仮題)青木書店、一九九九年刊行予定、を参照。

(13) 前掲安藤「資料紹介 明治十七年の相模国淘綾郡」「一色騒動」覚え書一五二頁。安藤と一緒に聞き取り調査をした大畑は「露木事件の参加者たちが、この真土の先例に、甘い期待をかけたことは十分に想像できる」と書いた(前掲大畑「露木事件の歴史的意義」一一四頁)。そして前者は「甘い期待」ゆえの「悲劇」、後者は「権力の恩情に一筋の期待」を掛けた果ての「無惨」な死とまとめあげる。

(跡見学園女子大学講師)